

「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」(事業所調査) 及び
「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」(短時間労働者調査)
結果のポイント

平成30年4月4日
厚生労働省年金局

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (JILPT) により実施。
①全国の事業所2万社(有効回答5,523社)と、②短時間労働者約5.6万人(同6,418人)に
対する2つの調査を実施(調査期間は平成29年7月21日~9月7日)。

1. 事業所に対する調査結果

① 適用拡大に伴う、雇用管理上の見直し

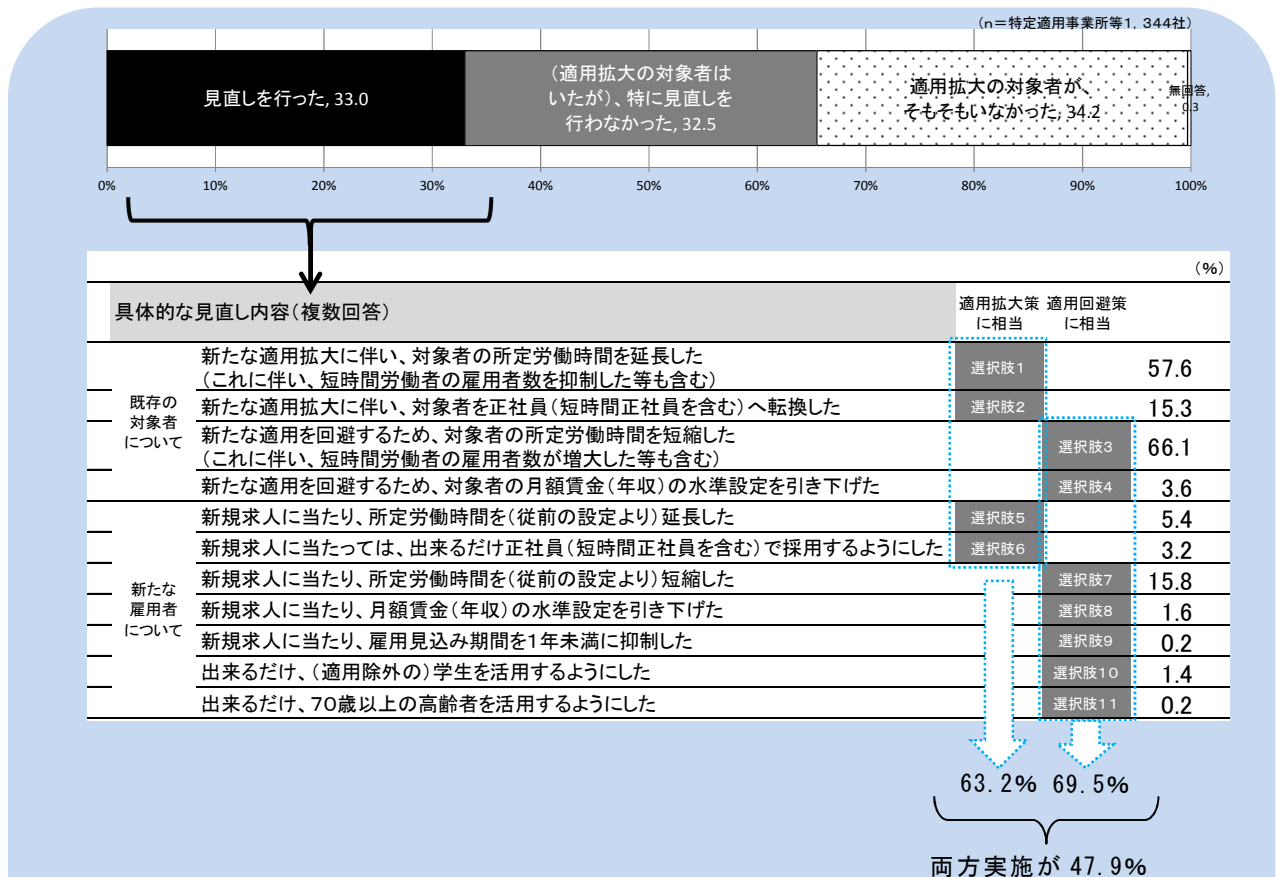
「見直しを行った」: 33.0%

うち「所定労働時間を延長する」等の適用拡大策を実施: 63.2% (複数回答)

「所定労働時間を短縮する」等の適用回避策を実施: 69.5% (複数回答)

「(適用拡大の対象者はいたが、) 特に見直しを行わなかった」: 32.5%

(注) 上記割合の分母は、義務的な適用拡大の対象となった従業員501人以上企業の事業所(1,344社)



(「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」(事業所調査) 及び「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」(短時間労働者調査) 結果) (平成30年2月23日 JILPT 公表) をもとに作成)

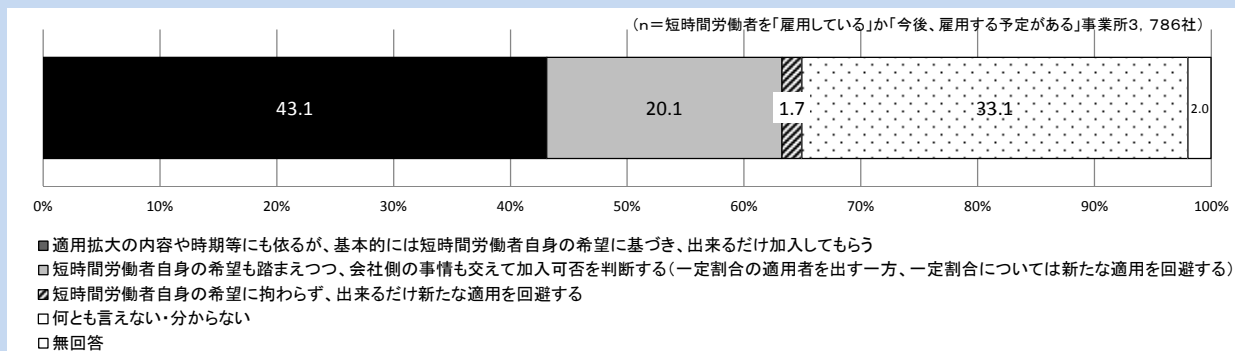
② 今後、社会保険の更なる適用拡大が行われた場合の対応

「適用拡大の内容や時期等にも依るが、基本的には短時間労働者の希望に基づき、出来るだけ加入してもらおう」: 43.1%

「短時間労働者の希望も踏まえつつ、会社側の事情も交えて加入可否を判断する」: 20.1%

「短時間労働者の希望に拘わらず、新たな適用を回避する」: 1.7%

(注) 上記割合の分母は、短時間労働者を雇用中または雇用予定の事業所 (3,786社)



(「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」(事業所調査)及び「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」(短時間労働者調査)結果)(平成30年2月23日JILPT公表)より抜粋)

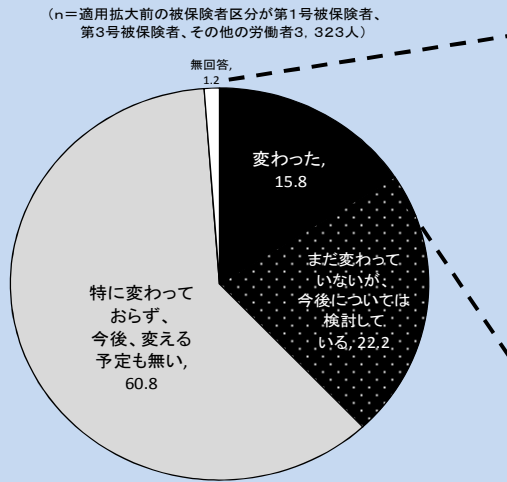
2. 短時間労働者に対する調査結果

適用拡大に伴う働き方の変化の内容

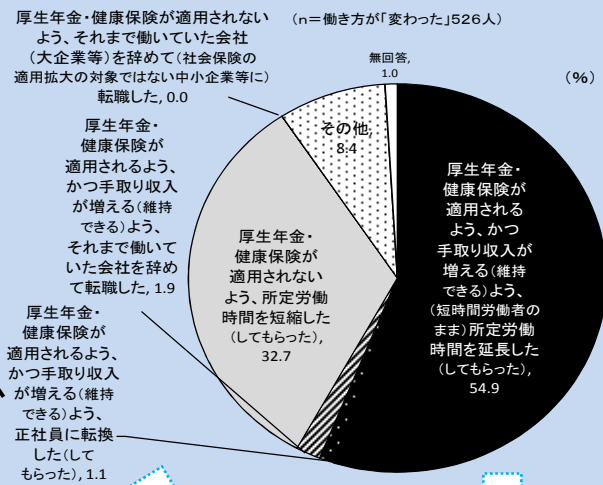
	社会保険が適用され、かつ、手取り収入が増加／維持されるよう所定労働時間を <u>延長</u>	社会保険が適用されないよう所定労働時間を <u>短縮</u>
全体	54.9%	32.7%
うち第1号被保険者	67.3%	15.9%
うち第3号被保険者	51.7%	36.9%

(注) 「全体」は、適用拡大前に国民年金第2号被保険者以外であった者(3,323人)のうち、適用拡大に伴って働き方を変えた者(526人)。このうち、国民年金第1号・第3号被保険者は、それぞれ107人と377人(このほか、60歳以上で、厚生年金に加入していない者等が42人)。

<働き方の変化の有無>



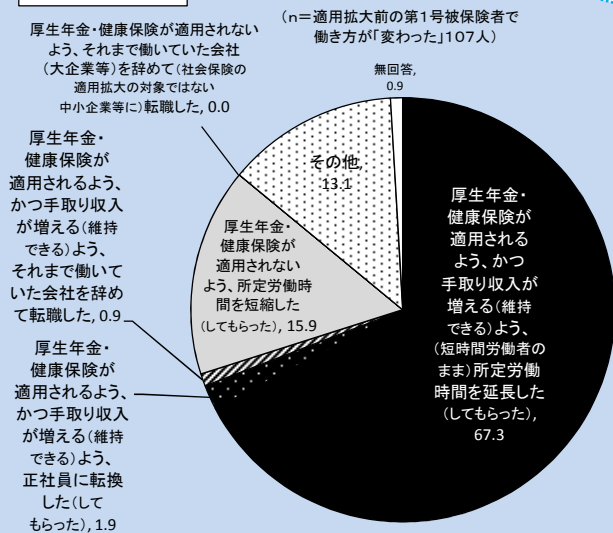
<働き方の変化の内容>



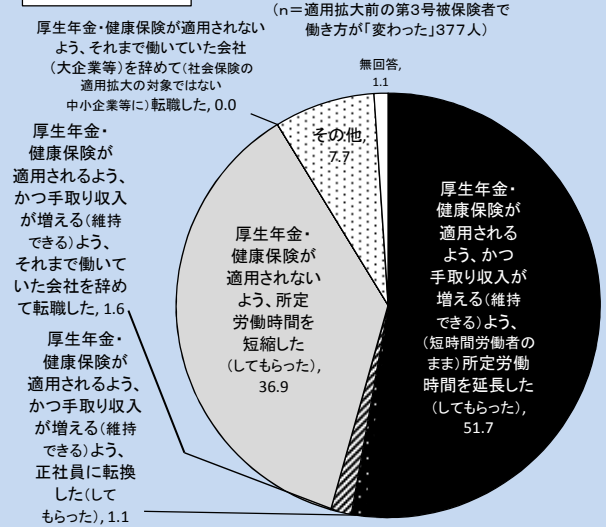
うち第1号被保険者

うち第3号被保険者

第1号被保険者



第3号被保険者



(「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」(事業所調査)及び「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」(短時間労働者調査)結果)(平成30年2月23日JILPT公表)より抜粋)